

第2次始良市総合計画後期基本計画（素案）に対する意見募集の実施結果と市の考え方について

始良市が目指すべき将来の姿と、それを実現していくために総合的に取り組むべき施策の柱となる「第2次始良市総合計画後期基本計画（計画期間 2023 年～2026 年）」を策定するにあたり、始良市パブリックコメント制度実施要綱（平成 23 年始良市告示第 131 号）に基づき、案を公表し、広く市民の皆様の意見を伺うパブリックコメントを実施しました。

ここに、ご提出いただいたご意見とそれに対する市の考え方を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、ご提出いただいた意見等は、趣旨を損なわない程度で要約させていただいております。また、類似のご意見につきましては、まとめております。

1 集計結果等

(1) 実施期間

令和 4 年 10 月 24 日（月）～令和 4 年 11 月 18 日（金）

(2) 提出方法、提出人数及び意見の数

提出方法	意見件数（件）
持参	1 人（1 5 件）
郵送	
ファックス	
電子メール	
ホームページ専用フォーム	
合計	1 人（1 5 件）

2 意見等の概要と市の考え方

受理 番号	計画案 の箇所	意見等の概要	市の考え方 () は、計画案に記載のあるページ
1	第2章 第2節 1-①	<p>市民アンケートの結果に基づくまちづくりの評価と課題から考えると、多くの市民の考えとして、「市民参加型まちづくりの推進」などの協働・自治に関することはあまり望まれていない事業という結果になる。</p> <p>当然ながら、これからの行財政改革においても重要な事業であるが、施策の方向性として記載されている内容は、これまでやってきているものである。</p> <p>市民が参加するまちづくりを市民に知ってもらい、多くの人に関わってもらう具体的な内容が情報提供というのだけでは弱すぎないか。</p>	<p>ご意見のとおり、情報提供のみでは、市民参加型のまちづくりの体制を構築することは難しいと考えますので、加筆する方向で検討します。</p> <p>(24～25 ページ)</p>
2	第2章 第2節 1-①	<p>市民参加型のまちづくりを行うためには、市政情報の公開による市政への理解と信頼の確保が必須だと考える。</p> <p>したがって、オープンソースの活用がしやすい環境を作る必要が有ると思うが、このページもしくはP30にそのような内容の記載が必要ではないか。</p>	<p>「市政情報の公開」については、最重要課題と捉えており、冒頭(24 ページ)に記載しています。</p> <p>オープンデータの取り組みについては、前期基本計画の中で既に実施済であることから、後期基本計画には記載しておりません。</p> <p>ご指摘の件について、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(24～25 ページ)</p>
3	第2章 第2節 1-②	<p>「② 活力・魅力ある地域づくりの推進」の中に、「担い手不足」に関する対策などを入れるべきではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、特に小規模の自治会においては、担い手不足につながることから、引き続き自治会への加入推進を支援することで、「担い手不足」の対策を</p>

			<p>講じていけるものと捉えておりますので、加筆する方向で検討します。</p> <p>(25～26 ページ)</p>
4	第2章 第2節 1-②	<p>施策体系「Ⅲ 移住定住の推進 移住・交流推進事業」となっているが、「移住・定住・交流推進事業」ではないか。</p>	<p>本市においては、始良市ふるさと移住定住促進条例に基づき、各種の移住者等に対し、「ふるさと移住定住促進事業」として支援を行っており、P26に記載しています。</p> <p>なお、「移住・交流推進事業」は、県内の自治体や地域団体等が一体となり、移住者への支援等の情報共有や連携を図るために県と連携して行う事業ですので、現行の表記のとおりとします。</p> <p>ご指摘の件について、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(27ページ)</p>
5	第2章 第2節 1-②	<p>地域の役割として、「外国人住民とのコミュニケーションも図りましょう。」などを記載するべきではないか。</p>	<p>外国人住民を含め、移住者として捉えておりますことから、加筆する方向で検討します。</p> <p>(26～27 ページ)</p>
6	第2章 第2節 1-②	<p>外国人住民への対応がなく、人権問題しか提起されていない。P26 などにも外国人住民を地域づくりに含めるような文言が入ることを希望する。</p>	<p>ご意見のとおり、多文化共生の実現を図る観点から、重要な視点と考えますので、加筆する方向で検討します。</p> <p>(26～27 ページ)</p>
7	第2章 第2節 1-④	<p>現状と課題もしくは施策の方向性の中で、「高齢者をはじめ誰もがICTの恩恵を享受できるよう、市民のICTリテラシー向上の推進が必要である」というような文言を入れるべきではないか。</p> <p>併せて、施策体系で「デジタルデバイト対策事業」</p>	<p>本市が行う「デジタルデバイト対策」については、「始良市行政デジタル化行動計画」の中に、他のデジタル化の取り組みとともに盛り込まれています。この「始良市行政デジタル化行動計画」は、「第3次始良市行政改革大綱」の方針に基づいて策定されています</p>

		などを記載する必要はないか。	ので、後期基本計画では記載していません。 ご指摘の件について、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 (30～31 ページ)
8	第2章 第2節 2-①	<p>結婚・妊娠・出産・子育てへの支援体制の整備の結婚が必要ではないと考える。結婚をしなければ、妊娠・出産・子育てができないという考えを示しているようにも感じる。</p> <p>ここは妊娠・出産・子育てでいいのではないか。</p> <p>もし、結婚という言葉を入れるのであれば、施策体系Ⅰ出会い・結婚の希望がかなうまちづくりの推進に掲げてある・地域少子化対策支援事業の地域少子化対策重点推進交付金（重点課題事業・優良事例の横展開支援事業）交付を受ける事業などを積極的に実施すべきであり、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、自治体が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施だけでは基本計画に入れるべきではないと考える。</p> <p>また、別の視点で考えれば、安心して結婚ができる環境の充実に努めているなどの対策があれば、結婚を入れてもいいのかもしれない。</p>	<p>結婚について、本市では、これまでも鹿児島県の「かごしま出会いサポートセンター」や、かごしま連携中枢都市圏の構成市である鹿児島市のマリーサポートかごしまでの婚活サポート事業を推進しながら取り組んでいるところです。</p> <p>また、県においては本年3月に改訂した「かごしま未来創造ビジョン」、いわゆる県の総合計画に「結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現」の施策を掲げ、総合的な結婚支援を推進するとしています。</p> <p>また本市においても、引き続き、県や鹿児島市と連携しながら、社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図ってまいります。</p> <p>したがって、結婚に関し、県や鹿児島市との連携した取組について加筆する方向で検討します。 (34～35 ページ)</p>
9	第2章 第2節 2-①	現状と課題の中に、婚外子に関して触れられていないが、始良市では大きな問題ではないということか。現状や課題の中で触れてはどうか。	<p>国において、令和元年12月に策定された第2期「まち・ひと・しごと創成総合戦略」では、「出生率に影響を及ぼす要因については、分析の観点から整理すると、我が国では婚外子の割合が極めて低いことから、結婚行動（未婚率・初婚年齢）の変化と、結婚した夫</p>

			<p>婦の出産行動（有配偶出生率）の変化の2つの要素が考えられる。」とあります。</p> <p>このことから、今回の後期基本計画には、婚外子については加筆修正しないこととします。</p> <p>ご指摘の件について、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
10	第2章 第2節 2-②	<p>目標指標 主な指標の子育て・保育サービス等年間相談件数とは、具体的に何を指すのかが、よくわからない。</p>	<p>子育て期間に関する包括的な相談として、子育て支援センターや、子育てコンシェルジュ、療育相談、乳幼児訪問、保育所入所に関する相談などを計上しています。相談件数が増加するということは、子育てニーズに対する不充足も考えられるため、それらに対応することで子育て施策に対する満足度向上へ繋がりたいと考えています。</p> <p>(37 ページ)</p>
11	第2章 第2節 3-①	<p>学校教育の充実の中に、教職員の働き方改革による教育活動の充実を図る施策の方向性などが記載できなかったのか。課題としてあげられていないからであれば、現状を記載すべきであると考え。</p>	<p>教職員の働き方改革については、これまでも職員一人一人の在校等時間の把握や業務改善に係る実践事例の紹介など、県教育委員会と連携しながら進めているところです。</p> <p>業務改善は、教育活動に従事する教職員の効率性を追求する取り組みであり、本年3月に策定した「第2次始良市教育振興基本計画」において、教職員の資質能力向上や教育課程の改善について述べていることから、今回の計画には記載しておりません。</p> <p>なお、令和元年に文部科学省から教職員の業務負担の軽減に資するとして、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についての通知が発出されたこと</p>

			<p>から、「学校給食費公会計化事業」については追記します。</p> <p>(40～41 ページ)</p>
12	<p>第2章 第2節 3-① 3-②</p>	<p>社会教育の充実と生涯学習の推進が「①」となり、学校教育の充実が「②」となる方が現在の達成状況や社会情勢を考えると適当であると考えます。</p>	<p>教育行政の基本は、未来を担う子ども達が学ぶ学校教育の充実が最優先されるべきもので、その達成状況により優劣を付けるものではないと考えますので、現行通りの記載とします。</p> <p>(40～43 ページ)</p>
13	<p>第2章 第2節 4-① 4-② 4-③ 4-④ 4-⑤</p>	<p>記載内容に大きな疑義はないが、施策の方向性が前期基本計画と大きく変わっていないため、目標指標の達成が難しいのではないかと懸念する。</p>	<p>総体的に、変更していない方向性については、目標の達成度に関わらず更なる進展を図るために継続して取り組むべきものとして考えております。変更点としましては、52 ページの「障がい福祉の充実」の方向性については、新たに地域生活支援拠点の整備、基幹相談支援センターの利用促進を追加しており、障がい福祉の更なる充実に努めてまいります。</p> <p>54 ページの「地域包括ケアシステムの推進」の方向性については、保健事業と介護予防事業の一体化、介護人材の確保、業務継続計画の在り方を新たに追加しており、地域包括ケアシステムの進展を図ってまいります。</p> <p>P50-P51 の目標指標については、健康増進計画の最終目標でもあり、総括的な目標指標でもあるため変更はありません。</p> <p>(50～59 ページ)</p>

14	第2章 第2節 5-② 5-③	「② 商工業の振興」及び「③ 農商工連携の推進」に関する施策体系で記載されている事業数が前期基本計画よりも減っているが、記載できる事業はなかったのか。	<p>これまで重複していた事業の統廃合を進めてきた結果、後期基本計画の記載も見直しを行い、現状にあった内容といたしました。</p> <p>ご指摘の件について、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(64~67 ページ)</p>
15	第2章 第2節 6-③	目標指数の防災・地域情報メール登録者数は前期基本計画では15,000人が目標であったが、今回の目標が10,000人となっている。この目標を下げる必要はないと考える。	<p>現在の登録者は約5,000人です。防災訓練や出前講座等で普及啓発に取り組んでおりますが、近年の登録状況を見ますと、なかなか増加しない傾向が続いていることから、メール登録者の目標数を下方修正し記載しております。</p> <p>ご指摘の件について、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(81 ページ)</p>